

令和8年度 第1回横浜市神奈川区民文化センター指定管理者選定評価委員会 会議録	
日 時	令和8年4月24日（金）13時00分～15時15分
開催場所	神奈川区役所 本館5階 小会議室
出席者	井手委員、岩崎委員、草加委員、箕口委員、八木下委員 （計5名）
欠席者	なし
開催形態	公開・一部非公開（傍聴者なし）
議題	1 指定管理者選定評価委員会について 2 横浜市神奈川区民文化センター指定管理者の公募について 3 その他
審議結果	<p>1 指定管理者選定委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の位置づけについて 本委員会は「横浜市区民文化センター条例」に基づき設置される委員会であり、その目的は「横浜市神奈川区民文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき（1）選定手続の細目、（2）選定基準、（3）公募要項等の内容、（4）選定及び次点候補者の決定について、調査審議の上区長に意見を述べていただくことである旨事務局より説明。 ・委員長代理の選任 委員長欠席時の委員長代理に岩崎委員を指名した。 ・委員会の内容の公開 公募内容や評価基準項目が含まれることから、公平な競争を確保するため第1回委員会は議題2以降を非公開とする。第2回委員会は、面接終了後の委員による議論について、自由な発言を妨げる恐れがあるため非公開とする。 <p>2 横浜市神奈川区民文化センター指定管理者の公募について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募内容の確認 選定スケジュールおよび公募要項等について、事務局から説明。主に次のような意見が出された。 <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツのスポンサー料は施設に還元されるのか。 ⇒詳細は未定だが、一度横浜市の収入になってから施設へ還元という形になると思われる。 ・「指定管理事業」、「文化事業」、「自主事業」などが混在していて、「事業費」などで「事業」という言葉が示すものが複数ありわかりにくい。誤解が生まれないよう工夫をしてほしい。 ・自主事業の提案について求めるのであれば、「実施することができる」ではなく、「積極的に実施することを期待します」などの書き方が望ましいのではないか。 ・指定管理料の支払い時期について、年度協定で定めるとあるが、例年どのように支払っているかがわかると応募者は安心すると思われる。 ・指定管理料が減額する事案が生じた際の業務の見直しについて、リスク分担表に

記載することができると望ましい。

- ・ 共益費について記載がないが、指定管理料に含まれるのか。
⇒事務局より含まれる旨回答。
- ・ 減免規程があると思うが、その実績について例年どの程度なのかを記載できるとよい。
- ・ 関連法令の中に「興行場法」の記載がない。
⇒事務局より追記する旨回答。
- ・ 質問の受付・回答から提案書の受付までの期間について、もう少し時間的な余裕がある方が望ましい。
- ・ 現地見学会の注意書きについて、共同事業体を組むにあたって懸念を生む書き方のように見える。
- ・ テロや疫病に対する危機管理についての考え方というのを書いてもらってもよいかと思う。

・ 評価基準項目の確認

評価基準項目、採点方法について事務局から説明。合わせて、応募書類の受付終了後に事務局より書類を郵送する旨説明。主に次のような意見が出された。

【主な意見】

- ・ 自主事業の提案に関する評点について、マイナス評点があると提案の意欲をそぐ可能性があるため、他区でもマイナス評点はやめることになった。同様にした方がよいと考える。
- ・ 評価基準項目の見出しに（例）という記載があるが、これは削除されるという理解でよいか。
⇒事務局より削除する旨回答。
- ・ 項目1「団体の状況等」における財務状況等の評価については、財務の専門家に一任するのではなく、専門家の意見を聞いたうえで各委員が評点をつけるという形を取りたい。
- ・ 定性、定量指標について、現状の業務の基準Ⅺでは、記載している中から選ぶような形に見受けられる。第三者評価の際に、設定された指標が適切でないケースや、忙しくてアンケートが実施できなかったなどのケースがあった。実際に事業を計画する応募者からの提案を促すという形の方が、計画実態に即した指標や新たな提案につながることを期待できると考える。

【対応】

公募要項等について、意見を踏まえ所管局と調整し、修正をして共有する旨事務局より回答。

3 その他

・ 公表内容

本委員会は、「横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱」第2条に基づく附属機関に位置付けられる。要項第5条第3項に基づき、会議録を作成し閲覧に供する必要があることから、議事録を作成し公表すること、議事録は代表して委員長に確認

	<p>を依頼することを事務局から説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 <p>応募書類や選定情報に関する情報漏えい、応募者の選定委員への接触などの留意事項について事務局から説明。</p>
<p>配付資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公募要項案 (2) 業務の基準 (3) 提案課題及び様式集 (4) 関係法令（条例・選定委員会運営要綱 等） <p>2 特記事項</p> <p>第2回選定委員会は、令和8年8月7日に開催予定。</p>